

報告事項－ 1
(学校教育部・生涯学習部)

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる町田市教育委員会の対応について

町田市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止、臨時休業の取扱等について別紙 1 のとおり報告いたします。

また、町田市教育委員会が所管する生涯学習施設の再開状況について別紙 2 のとおり報告いたします。

町田市立小中学校の再開状況について

1 小・中学校の再開状況

感染防止対策を徹底し、段階的に学校を再開いたしました。

(1) 【小学校】6月1日(月)～6月8日(月)

- ・登校日：隔日の分散登校
- ・授業時間：午前授業（3単位時間授業で給食後下校（6/3～））
- ・給食：6月3日(水)から実施

【中学校】6月1日(月)～6月5日(金)

- ・登校日：週2回の分散登校
- ・授業時間：午前・午後ともに3単位時間授業
- ・給食：6月3日(水)から学校判断で開始
- ・部活動は中止

(2) 【小学校】6月9日(火)～6月12日(金)

- ・授業時間：午前授業（4単位時間授業を増やし給食後下校）

【中学校】6月8日(月)～6月12日(金)

- ・登校日：週3回に増やす

(3) 6月15日(月)～ 小学校、中学校ともに通常登校・授業開始

- ・中学校の部活動は中止

(4) 6月22日(月)～ 中学校部活動は時間・回数を制限して開始(5) 7月1日(水)～ 中学校部活動の通常活動

2 小中学校での主な感染防止対策

(1) 児童の健康管理

- ・健康観察カードを活用した朝の健康観察の徹底
- ・登校時や休み時間などのこまめな石けんによる手洗い
- ・原則、マスクの着用
- ・廊下やトイレ、集会等で並ぶ時などはソーシャルディスタンスを確保

(2) 学習環境

- ・教室の窓を常時開け、換気の徹底（エアコン使用時も同様）
- ・教室の机をこれまでよりも離す
- ・全員が前を向く座席配置
- ・多くの児童が手を触れる手すり、スイッチ等の消毒

(3) 給食

- ・小学校全校統一献立（簡易）の実施（～6/30）
- ・配膳は原則教員が行う
- ・給食の受け取り、返却時等の密接、密集を避ける
- ・給食は、前を向いて会話を控えて食べる

(4) 予防に関する指導

- ・マスクの着用、手の洗い方、咳エチケット、距離を保つ等感染症予防の指導
- ・差別や偏見などからいじめにつながる事の無いように指導

町田市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症にかかる
出席停止、臨時休業の取扱等について

1 出席停止基準

児童・生徒等の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく等の出席停止の措置を取る。

児童・生徒等の状況	出席停止等の措置	出席停止等の期間
感染が判明した場合	出席停止の措置	治癒するまで
濃厚接触者と特定された場合	出席停止の措置 （保健所の判断のもとPCR検査を実施）	最後に濃厚接触をした日から起算して2週間 ※PCR検査の結果、「陰性」であっても2週間は自宅待機
発熱等の風邪の症状が確認され、学校に出席させなかった場合	出席停止の措置	かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等で重症化するリスクが高い場合	主治医等の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、出席停止の措置	主治医等が登校すべきでないと判断した期間
海外から帰国した場合	帰国後2週間は、保護者との連携を密にし、外出を控え、自宅滞在するように要請 その間については、出席停止の措置	帰国日から2週間
感染症予防上、保護者が出席させなかった場合	感染の可能性が高まり、感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、出席停止の措置	
校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合	安全に帰宅させ、かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間、自宅で休養 その間については、出席停止の措置	かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間

2 臨時休業措置等の取扱いについて

学校において、感染者が発生した場合については、保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

その後の休業措置については、保健所と相談の上、教育委員会で決定する。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を実施する。

生涯学習部所管施設の再開状況について

1 生涯学習施設について

6月22日（月）から、適切な感染予防策を講じた上で、全ての制限を解除して開館しています。

【対象施設名】

- ◆生涯学習センター
- ◆図書館8館
（中央・さるびあ・鶴川・鶴川駅前・金森・忠生・木曾山崎・堺）
- ◆町田市民文学館ことばらんど
- ◆自由民権資料館
- ◆考古資料室
- ◆村野常右衛門生家

【感染予防策】

3つの密（密閉、密集、密接）を避けることを基本としつつ、発熱等体調が悪い方の利用自粛要請、マスクの装着・手洗い・咳エチケットの要請、入口に消毒液を設置、施設内の定期的な消毒及び換気の実施、対面時のアクリル板等の設置を行っています。

2 学校開放事業について

部活動の再開を含めた通常の学校教育活動が再開した6月22日（月）から、適切な感染予防策を講じた上で、順次再開しています。